

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第5回 宿泊専門委員会 結果概要

1 日時

令和5年11月29日（水） 10：30～11：40

2 場所

県庁東棟5階 中会議室

3 出欠状況

出席者 10名

欠席者 1名（畑中委員）

4 議事概要

○ **委員等の変更**

委員4名が変更となったことを報告した。

○ **説明・報告事項**

（1）第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定

（2）青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置

（3）第80回国民スポーツ大会の準備経過

（4）第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

（5）弁当調製施設文書調査（令和4年度実施）結果報告

（6）宿泊業務スケジュールの変更

（7）視察概要（R5燃ゆる感動かごしま国体）→（質疑応答あり）

○ **審議事項**

以下について、いずれも原案どおり承認された。

（1）青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿方針（案）

（2）青の煌めきあおもり国スポ 宿泊料金（案）→（質疑応答あり）

○ 質疑応答（報告事項）

〔富士委員長〕

先日、滋賀県の宿泊組合から連絡をいただき、青森県の動きも含め、連携していきたいとの話であった。こちらとしても、他県と情報共有したいと思っている。宿泊施設側としては、国スポにおける弁当や食事内容等のイメージができないため、先催県の例を随時提供していただけると助かる。

宿泊施設には国スポPRの看板を設置するだけでなく、宿泊施設として他にできるおもてなしがあれば行って行きたい。県と共同でできるものについては協力し合うことで、宿泊施設側の負担も少なくなるので、考えていければと思う。

〔事務局〕

今年度、宿泊施設の訪問を行っており、おもてなしについても、相談しながら進めていければと思う。

食事については、現時点で、県実行委員会が献立レシピ等を作成することは考えていない。各宿泊施設が得意料理や、県産品を使った郷土料理を提供していただければと思う。

なお、イメージするために写真等が必要であれば、先催県の例などを提供できるようにしたい。

〔富士委員長〕

事務局職員が、国体視察において提供された弁当や食事の写真があれば、見せていただける機会があれば助かる。

○ 質疑応答（審議事項）

（2）青の煌めきあおもり国スポ 宿泊料金（案）

〔富士委員長〕

チェーンホテルには多くの客室があるが、1泊2食ではなかなか御提供いただけないと思う。金額的なことも含め、1泊朝食であれば、どうにか対応してもらえるのではないかな。

〔事務局〕

少年競技については1泊2食の希望が強いが、成年競技であれば夕食は外食してもらう方法もあり、チェーンホテルの負担も少なくなるかと思う。需要の高い時期であることから、チェーンホテルで受け入れてもらえる方法についても検討していきたい。

[福士委員長]

円安の影響もあり、大会時期は海外からの観光客が多い状況である。宿泊施設側が観光客優先にならないよう、うまくできればと思う。

[塚原業務課長]

宿泊料金を 18,000 円とした場合、客室確保は確実となるか。

[事務局]

客室を提供していただけるよう、「掘り起こし」が大事で、18,000 円ならば十分確保できる、とは断言できない。

[塚原業務課長]

18,000 円でも客室確保ができないのであれば、今回の審議で 18,000 円と決定していいものなのか。今後、改定の余地があるのであれば良いが。

[事務局]

現時点では 3 年後の本県の経済状況は見通せず、18,000 円以上の金額とする十分な根拠がない。佐賀県や滋賀県で予定している 18,000 円を、本県が上げるとなると、予算措置を要する各都道府県への影響も考慮しなければならない。

国民体育大会開催要項において、開催 2 年前に宿泊料金を決定することとされているため、今回の審議となったことを御理解いただきたい。

[福士委員長]

少しでも客室提供をしていただくため、宿泊施設が対応可能であれば、2 名 1 室の客室に 3 名を宿泊させ、宿泊料金を調整していくなどの対応もあると思う。

[事務局]

選手の宿泊施設の確保が優先され、役員等は上限を超えることもあるかもしれない。

[福士委員長]

現在の客室提供可能数では、確実に足りない。客室はもっとあるので、そこに対するアプローチが必要である。

[事務局]

県内の客室提供率の向上に努め、県外宿泊も考慮しながら取り組んでいきたい。

[工藤委員]

基本的な質問となるが、宿泊料金は何に基づいて定めているのか。18,000円という金額は、定額なのか上限なのか。

[事務局]

国民体育大会開催要項に基づき定めるものである。18,000円の金額については上限であり、定額ではない。今年度行った料金調査において、上限を18,000円とした場合、約8割の宿泊施設が宿泊対象施設となることから設定したものである。

[齋藤副委員長]

今回の審議で18,000円と決定後、宿泊料金を改定することが可能ということか。今回は、一時的に上限を18,000円に定めるのか。

[事務局]

今回の宿泊料金については、日本スポーツ協会に相談し、令和6年3月の各都道府県体育・スポーツ協会の会議において説明することとしている。日本スポーツ協会によると、改定も可能であるが、各都道府県の予算措置に大きく影響することから、遅くとも開催1年前のとなる令和7年春までには日本スポーツ協会と協議を終え、各都道府県体育・スポーツ協会の理解を得る必要がある。

先に御説明のとおり、今回の審議は、国民体育大会開催要項に基づき、開催2年前の来年度に日本スポーツ協会と協議するために行ったものであることを御理解いただきたい。